

日医発第867号(年税72)
平成23年12月15日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
原中 勝征

平成24年度税制改正について

去る12月10日、平成24年度税制改正大綱が閣議決定されましたので、平成24年度税制改正についてご報告申し上げます。

本会は、平成23年8月、25項目にわたる税制要望事項を「医療に関する税制に対する意見」として取りまとめ、うち13項目を「医療に関する税制改正要望 重点項目」として、厚生労働省をはじめとする関係各方面に要望して参りました。

以来、各都道府県医師会、各郡市区医師会の強力なご支援ご協力を賜りながら、要望の実現に向けて鋭意努力を重ねて参りました。

御陰様にて、主に下記の事項が実現することとなりました。

事業税非課税措置・軽減措置につきましては、「25年度以降の検討課題」とされ、ひとまず平成24年度税制改正では継続されることとなりました。

これは、ひとえに、各都道府県医師会及び各郡市区医師会のご支援・ご協力の賜物であり、この場を借りて厚く御礼申し上げます。しかし、来年度も、政府税調での検討課題とされますので、引き続きご協力をお願い申し上げます。

また、医療機関の控除対象外消費税問題につきましては、社会保障・税一体改革に係る審議において取り上げることとされており、引き続き要望実現に向けて関係各方面への働きかけに注力しております。

詳細につきましては、別添資料をご参照お願い申し上げます。

記

一 制度の存続

- (1) ・ 社会保険診療報酬に対する事業税非課税。
 - ・ 医療法人の自由診療分の事業税については、特別法人としての軽減税率。
- (2) いわゆる四段階制（社会保険診療報酬の所得計算の特例措置）。

二 適用期限の延長等

- (1) 中小企業投資促進税制の適用期限延長。

三 検討課題

- (1) たばこ税についての検討。

[添付資料]

平成24年度 税制改正大綱(閣議決定)における要望実現項目

(平成23年12月 日本医師会)

平成24年度 税制改正大綱

(平成23年12月10日 閣議決定)

平成 24 年 度 税制改正大綱（閣議決定）における要望実現項目

平成 23 年 12 月
(社) 日本医師会

[重点項目 P]は、「平成 24 年度医療に関する税制改正要望 重点項目」に掲載された P 番号

一 制度の存続

- (1)・社会保険診療報酬に対する事業税非課税。
・医療法人の自由診療分の事業税については、特別法人としての軽減税率。
(事業税)

[重点項目 P . 2]

- ・ 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置については、国民皆保険の中で必要な医療を提供するという観点や税負担の公平を図る観点を考慮した上で、地域医療を確保するために必要な措置について引き続き検討します。
- ・ 事業税における医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平を図る観点や、地域医療を確保するために必要な具体的な措置等についてのこれまでの議論を踏まえつつ、平成25年度税制改正において検討することとします。

【税制改正大綱 75 頁 記載】

(参考) 社会保険診療報酬に係る所得以外の医業所得（自由診療分）の課税

個人：事業主控除（290 万円）を差引後の所得に対して標準税率（5%）による課税

法人：事業税の標準税率（地方法人特別税との合算税率（* 1））

区 分	普通法人	特別法人(医療法人)(* 2)
所得 400 万円以下の金額	4.887%	4.887%
所得 400 万円超 800 万円以下の金額	7.24%	6.516%
所得 800 万円超の金額	9.593%	6.516%

* 1 地方法人特別税との合算税率は、都道府県や法人の状況により異なる場合がある。

* 2 特別法人：農協、消費者生活協同組合、労働金庫、医療法人、信用金庫等

(2) いわゆる四段階制 (社会保険診療報酬の所得計算の特例措置)
(所得税・法人税)

[重点項目 P . 1 0]

- ・ 会計検査院から意見表示がなされている社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置の見直しについては、会計検査院から指摘された制度の適用対象となる基準のあり方等に留意しつつ、小規模医療機関の事務処理の負担を軽減するという特例の趣旨に沿ったものとなるよう、課税の公平性の観点を踏まえ、厚生労働省において適用実態を精査した上で、平成 25 年度税制改正において検討することとします。

【税制改正大綱 73 頁 記載】

(参考) 社会保険診療収入が 5,000 万円以下の場合の所得計算の特例措置

(社会保険診療報酬の金額)	(概算経費率)
2,500 万円以下の金額	72%
2,500 万円超 3,000 万円以下の金額	70%
3,000 万円超 4,000 万円以下の金額	62%
4,000 万円超 5,000 万円以下の金額	57%

二 適用期限の延長等

(1) 中小企業投資促進税制の適用期限延長。
(所得税・法人税)

[重点項目 P . 8]

- ・ 中小企業投資促進税制について、対象資産に製品の品質管理の向上に資する試験機器等を追加するとともに、デジタル複合機の範囲の見直しを行った上、その適用期限を2年延長します (所得税についても同様とします) 。

【税制改正大綱 43 頁 記載】

(参考) 中小企業投資促進税制 (現行)

- 1 . 中小企業者 (従業員 1,000 人以下の個人、資本・出資の金額が 1 億円以下の法人など) の設備投資を促進するための特別償却 (30%) 又は、税額控除 (7%)
(7% 税額控除は資本金 3,000 万以下の法人、個人及び組合。)
- 2 . 対象設備
 - (1) 全ての機械・装置

- (2) 電子計算機、電子ファイル設備、冷暖房用機器等の特定の器具・備品 9 種類
- (3) 普通貨物自動車(車両総重量 3.5 トン以上)、内航船舶 (取得価額の 75% が対象)

3 . 取得価額

- (1) 機械装置は 1 台又は 1 基 160 万円以上
- (2) 器具・備品は事務処理能率化等に資する一定の器具備品で 1 台又は 1 基が 120 万円以上
- (3) 一定のソフトウェアで一つの取得価額が 70 万円以上

三 検討課題

(1) たばこ税についての検討。

(たばこ税・地方たばこ税)

[重点項目 P . 6]

・たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があります。平成25年度税制改正以降の税率引上げにあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を十分に見極めつつ判断していきます。また、今後のたばこ事業のあり方の検討に際しては、平成22年度税制改正大綱及び平成23年度税制改正大綱で示した方針並びに復興財源確保法(＊)に基づく日本たばこ産業株式会社の株式の処分及びその保有のあり方の検討との整合性に留意します。

(＊) 「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23 年法律第117 号)

【税制改正大綱9頁 記載】

以上